

大川ふるさと市町村圏基金条例

〔平成 3 年 12 月 26 日〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成 15 年 4 月 1 日 条例第 7 号 平成 16 年 2 月 26 日 条例第 1 号
平成 26 年 2 月 19 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のための事業（公共施設又は公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。以下同じ。）の推進に資するため、大川広域行政組合規約（昭和 45 年 8 月 26 日）第 11 条の規定に基づき、大川ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、10 億円とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、大川ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出予算に計上して、ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のための事業の推進に資するための財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 26 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 19 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。